

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

令和 3 年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、（基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため）既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

審議事項① • 本人開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）

- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）

審議事項②、③ • 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項、第 108 条）

- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

確認事項① • 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定

- 令和 3 年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定

(審議事項②)に関連 • 開示請求等の手続について令和 3 年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
• 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制